

1

2017

橋本税理士事務所

事務所通信

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-20 んかりやビル 6F
TEL:03-6871-9579 FAX:03-6745-8423

平成 29 年度税制改正大綱速報

平成 28 年 12 月 22 日において、平成 29 年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

今回の改正は、就業調整を意識しなくて済むよう配偶者控除・配偶者特別控除が見直されたこと、雇用の促進を促すため所得拡大促進税制が見直されたこと、企業の成長を促進する観点から中小企業向け設備投資促進税制の拡充が行われたことなどが主な内容になっております。

ここでは、今回の改正内容のうち、多くの企業・個人に影響があると思われるものに絞って解説してまいります。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

今までの配偶者控除・配偶者特別控除は、配偶者の合計所得が 38 万円（給与収入でいうと 103 万円）以下の場合に配偶者控除（控除額 38 万円）を受けることができ、配偶者の合計所得が 38～76 万円（給与収入でいうと 103～141 万円）の場合であっても配偶者特別控除（控除額は配偶者の合計所得に応じて 0～38 万円）を受けることができるというものでした。

今回の改正により、**本人の合計所得が 900 万円超の場合、配偶者控除・配偶者特別控除の控除額が減額されてしまう**ことになりました。しかしその一方で、**配偶者の合計所得が 85 万円（給与収入でいうと 150 万円）以下であれば、配偶者控除と同額の控除をとることができる**ことになりました。具体的には下記のとおりです。

①本人の合計所得が 900 万円以下の場合の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

区分	配偶者の合計所得	一般配偶者控除	老人配偶者控除
配偶者控除	38 万円以下	38 万円	48 万円
配偶者特別控除	38 万円超 85 万円以下	38 万円	
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	

②本人の合計所得が 900 万円超 950 万円以下の場合の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

区分	配偶者の合計所得	一般配偶者控除	老人配偶者控除
配偶者控除	38 万円以下	26 万円	32 万円
配偶者特別控除	38 万円超 85 万円以下	26 万円	
	85 万円超 90 万円以下	24 万円	
	90 万円超 95 万円以下	21 万円	
	95 万円超 100 万円以下	18 万円	
	100 万円超 105 万円以下	14 万円	
	105 万円超 110 万円以下	11 万円	
	110 万円超 115 万円以下	8 万円	
	115 万円超 120 万円以下	4 万円	
	120 万円超 123 万円以下	2 万円	

③本人の合計所得が 950 万円超 1,000 万円以下の場合の配偶者控除・特別控除の控除額

区分	配偶者の合計所得	一般配偶者控除	老人配偶者控除
配偶者控除	38 万円以下	13 万円	16 万円
配偶者特別控除	38 万円超 85 万円以下	13 万円	
	85 万円超 90 万円以下	12 万円	
	90 万円超 95 万円以下	11 万円	
	95 万円超 100 万円以下	9 万円	
	100 万円超 105 万円以下	7 万円	
	105 万円超 110 万円以下	6 万円	
	110 万円超 115 万円以下	4 万円	
	115 万円超 120 万円以下	2 万円	
	120 万円超 123 万円以下	1 万円	

この改正は、**平成 30 年分以後**の所得税について適用されます。

医療費控除等の適用の際の明細書添付要件

医療費控除や特定一般用医薬品等を購入した際の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける際、今までは医療費の領収書や医薬品購入費の領収書の添付または提示が必要でしたが、今回の改正により、それらに代えて、**医療費の明細書**または**医薬品購入費の明細書**を確定申告書の提出の際に添付しなければならないことになりました。

この改正は、**平成 29 年分以後**の確定申告書を**平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合**について適用されます。

所得拡大促進税制の税額控除額の拡大

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）の税額控除額について、今までは「雇用者給与等支給増加額の 10%」でしたが、今回の改正により、「**雇用者給与等支給増加額の 10%**」と「**雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の 12%**（大企業の場合は 2%）」との合計額の税額控除をとることができることになりました。

この改正の適用開始時期は、今のところ明らかにされておりません。

定期同額給与の範囲の追加

定期同額給与の範囲に、**税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与**が加わります。

つまり、グロスアップ計算（給与手取り額から逆算して給与額を計算する方法）により役員報酬を計算している場合において、社会保険料率の変更等により給与額が変わる場合においても、これを定期同額給与として認めるということです。

中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、次の中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備が対象になります。

青色申告書を提出する中小企業者等で**中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定**を受けたものが、**平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備（※1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア**で、特定経営力向上設備等（※2）に該当するもののうち、一定の規模以上（※4）のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合には、その特定経営力向上設備等の **100%即時償却**とその取得価額の **10%税額控除**（大法人の場合は 7%）のいずれかを選択して適用できることになります。

ただし、税額控除を選択した場合、当期の法人税額の 20%が控除限度額になります。また、控除限度超過額は 1 年間の繰越しが可能です。

※1 生産等設備

その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。なお、事務用器具備品、本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。

※2 特定経営力向上設備等

経営力向上設備等（※3）のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいいます。

※3 経営力向上設備等

中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいいます。

(1) 生産性向上設備

機械装置、工具（測定工具および検査工具に限る）、器具備品、建物附属設備およびソフトウェア（設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するものに限る）のうち、次の①および②の要件を満たすもの

- ① 販売が開始されたから、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内のものであること
- ② 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること

(2) 収益力強化設備

機械装置、工具、器具備品、建物附属設備およびソフトウェアのうち、その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されたもの

※4 一定の規模以上のもの

それぞれ次のものをいいます。

- (1) 機械装置 1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 工具および器具備品 それぞれ1台または1基の取得価額が30万円以上のもの
- (3) 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの
- (4) ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

仮想通貨に係る課税関係の見直し

資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、今まで課税取引であったのが、今回の改正により、**非課税取引**に変更になります。

この改正は、**平成29年7月1日以後**に行われる取引より適用になります。

既存制度の延長等

1. 中小企業者等に係る軽減税率の特例

- ・・・適用期限を**2年延長**

2. 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

- ・・・適用期限を**2年延長**

3. 中小企業投資促進税制

- ・・・対象資産から**器具備品を除外**した上、適用期限を**2年延長**

4. 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却または税額控除制度

- ・・・適用期限を**2年延長**